

知多半島りんくう病院登録医制度運営要綱

(目的)

第1条 知多半島りんくう病院（以下「当院」という。）と地域の医療機関が、各々の役割を分担すると共に緊密な連携を図ることにより、相互で地域の医療を支え、市民の皆さんが、健康で安心して暮らせる地域社会の実現を目的とする。

第2条 この要綱において、登録医とは、知多半島りんくう病院登録医制度（以下「登録医制度」という。）を理解し、登録医として活動するために当院と個別に契約を締結した常滑市及び近隣市町の医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）をいう。又、登録医が所属する医療機関を登録医療機関という。

(登録医の登録)

第3条 登録医として登録しようとする医師等は、当院に「登録医申請書（新規・変更）」を提出しなければならない。

- 2 当院は、医師等から「登録医申請書（新規・変更）」の提出があった場合には、速やかに当該医師等を登録医として登録、及び変更内容の変更をしなければならない。
- 3 当院は、登録医に対して知多半島りんくう病院登録医証を発行する。
- 4 登録医の有効期間は、契約締結の日から当該年度の末日とし、有効期間満了後、双方に異議のない場合は1年ごとに自動更新する。
- 5 登録医が希望する場合又は院長が登録医として不適切と判断した場合は、有効期間の終了を待たず、登録医資格の取消を行うことができるものとする。

(情報の保護)

第4条 登録医は、自ら当院に紹介した患者（以下「紹介患者」という。）及び当院から登録医に紹介（以下「逆紹介」という。）された患者並びにその家族に関して知り得た個人情報について守秘義務を負う。

(患者の相互紹介等)

第5条 知多半島りんくう病院は、紹介患者の診療及び入院が迅速に行われるよう努めなければならない。

- 2 知多半島りんくう病院は、紹介患者の入院期間中において、当該登録医と共同で診療、指導等（以下「共同診療等」という。）を行う機会を設けるものとする。
- 3 当院は、紹介患者の病状が安定した場合には、原則として、紹介した登録医に逆紹介する。

(入院希望登録)

第6条 当院へ入院希望登録を希望された患者について、登録医は、「入院希望登録届出書」を当院情報システム課に提出しなければならない。この場合に登録医は、当該患者に対して、登録医制度や入院希望登録制度について説明を行う。

(知多半島医療連携ネットワーク参加申込)

第7条 「知多半島医療連携ネットワーク」未参加の登録医は、参加を希望する場合は「知多半島医療連携ネットワーク参加申込」を当院システム管理室へ提出する。また、知多半島医療連携ネットワーク参加するには、別途定める「1_知多半島医療連携ネットワーク運用管理規程」に従って運用しなければならない。

(図書室の利用及び研修会の参加について)

第8条 登録医は、知多半島りんくう病院の図書室等を利用し、当院が開催する研修会、症例検討会に参加することができる。

附則

この要綱は2025年4月1日から施行する。